

議案第 29 号

山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例

山陽小野田市介護保険条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 1 号中「33,000 円」を「30,030 円」に改め、同項第 2 号中「46,200 円」を「42,900 円」に改め、同項第 3 号中「49,500 円」を「45,540 円」に改め、同項第 6 号ア中「125 万円」を「120 万円」に改め、同号イ中「又は第 10 号イ」を「、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イ」に改め、同項第 7 号中「82,500 円」を「85,800 円」に改め、同号ア中「190 万円」を「210 万円」に改め、同号イ中「又は第 10 号イ」を「、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イ」に改め、同項第 8 号ア中「450 万円」を「320 万円」に改め、同号イ中「又は第 10 号イ」を「、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イ」に改め、同項第 9 号中「115,500 円」を「112,200 円」に改め、同号ア中「700 万円」を「420 万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第 11 号イ又は第 12 号イ」に改め、同項第 10 号中「132,000 円」を「125,400 円」に改め、同号ア中「1,000 万円」を「520 万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第 12 号イ」を加え、同項第 11 号中「148,500 円」を「158,400 円」に改め、同号を同項第 13 号とし、同項第 10 号の次に次の 2 号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 138,600 円

ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 151,800円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第15条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「19,800円」を「18,810円」に改め、同項第3号中「46,200円」を「45,210円」に改める。

第17条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第39条第1項第1号から第13号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の山陽小野田市介護保険条例第15条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

山陽小野田市介護保険条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(保険料率)</p> <p>第15条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における</u> 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,030円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,900円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,540円</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 72,600円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合</p> | <p>(保険料率)</p> <p>第15条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における</u> 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,200円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,500円</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 72,600円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合</p> |

計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 85,800円

ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 99,000円

ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 82,500円

ア 合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 99,000円

ア 合計所得金額が450万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 112, 200円

ア 合計所得金額が420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 125, 400円

ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 138, 600円

ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 115, 500円

ア 合計所得金額が700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 132, 000円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 151,800円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 158,400円

2 前項の規定にかかわらず、第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に該当する者 18,810円

(2) (略)

(3) 前項第3号に該当する者 45,210円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 148,500円

2 前項の規定にかかわらず、第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に該当する者 19,800円

(2) (略)

(3) 前項第3号に該当する者 46,200円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第17条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

第17条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)